《令和８年度　施設・団体助成事業》

NPO 法人や当事者団体等へ
新規事業費を助成します(二次募集)

「社会福祉に役立ててほしい」と福岡市に寄せられた寄付金を財源とした
助成事業を実施します。

募集期間：令和８年 11 月２日（月）～11 月 30 日（月）

1 助成対象団体

**福岡市内に活動拠点を有する社会福祉分野に携わる当事者団体等で
下記の要件をすべて満たす団体等**

① 活動実績が１年以上ある。

② 法人格を持たない団体等または特定非営利活動法人である。

③ 団体の構成員及び利用者の３分の２以上が福岡都市圏の居住者である。
（福岡都市圏：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、
宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市）

④ 令和５年度～令和７年度に施設・団体助成事業の配分・助成を受けていない。

⑤ 令和６年度～令和７年度に共同募金会の配分を受けていない、もしくは令和８年度に受ける予定がない。

※当事者団体とは、福祉ニーズを抱える本人たちの集まりのことです。
障がいのために、本人たちが直接活動できない場合などは、当事者に準ずる親の会・家族の会も含みます。
（例）障がい者（児）の家族の会
地域活動支援センター
障がい福祉サービス事業所　など

※令和８年度に法人格を取得予定、または、取得された団体は対象外となります。
ただし、特定非営利活動法人は対象となります。

2 助成対象事業

新規に行う事業に係る経費等

（１）新規事業費

① 申請団体が主催し、社会福祉の向上を促進する福岡市内で実施する事業が対象となります。
ただし、他団体主催の研修への参加費用や旅費交通費など、また、会員だけが参加するレクリエーションなどの親睦目的の場合は、対象外となります。
② 研修事業等を福岡市外で計画する場合も対象となりますが、宿泊費用は対象外となります。
③ 複数施設合同で実施する新規事業については、中心となる１施設からの申請となります。
④ 複数年事業は、初年度（令和８年度）にかかる事業経費のみが対象となります。
⑤ 営利を目的とする事業は対象外です。

※**令和８年度中の事業が対象です。（具体的には令和９年２月～３月に実施予定の事業）**
※**助成決定よりも前に、事業を実施している場合は、助成の対象となりません。**
※助成決定後、実際に事業等を行う段階で、申請時の見積り金額との差異が生じた場合、申請時の金額と実際の購入時の金額とを比較し、いずれか低い方の金額にもとづき助成額を確定します。生じた差額については、返還していただくことがあります。

3 助成額

（１）新規事業費　　上限　５万円

※総経費の９割の範囲内を上限として助成。
（例）新規事業費が５万円の場合、助成の上限は４万５千円となります。
※今回の助成総額は**９万円程度**の予定です。

4 申込み方法及び受付期間

（１）申込み方法

以下の資料を郵送により提出してください。
申請書等の様式は、本会窓口で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。

【本会所定様式】
①助成金交付申請書（様式１）
②事業等の収支予算書（様式１-２）
③事業計画書（様式１-３）
④団体等の概要（様式１-４）
⑤役員（構成員）名簿（関係書類１）

【添付資料】
①団体等の昨年度の事業報告及び収支決算書（様式は任意）
②団体等の本年度の事業計画及び収支予算書（様式は任意）
③実施する事業等の見積書
④実施する事業等のパンフレット
⑤団体等の概要がわかるもの（規約・定款等、構成員及び利用者名簿）

（２）受付期間

令和８年 11 月２日（月）～11 月 30 日（月）（必着）

5 選考から交付まで

（１）選考

① 申請団体の訪問調査を行います。（令和８年 12 月頃を予定）
② 施設・団体助成事業運営委員会で選考の上、その結果を文書で通知します。（令和９年１月頃を予定）

（２）交付

助成が決定した団体等には、「助成金請求書（様式３）」の提出を確認した後に、助成金を交付します。（令和９年２月下旬を予定）

6 報告・その他

（１）報告

事業終了後 30 日以内もしくは令和９年３月３１日までのいずれか早い日までに、「実績報告書（様式４）」を必ず提出してください。

（２）その他

- **やむをえず申請内容に変更が生じた場合は、助成金を使用する前に、直ちに本会にご連絡ください。事前に連絡なく変更した場合は、助成金を返還していただくことがあります。**
- 助成金を使用する際は、団体や個人所有のカード（クレジットカードやポイントカード、プリペイドカード等）やアカウント等に、購入額に応じたポイント（後日金銭として充当可能なもの）が加算されないようにしてください。加算されていることが確認された場合は、加算されたポイントを差し引いた金額を事業費総額とし、助成額の再計算を行います。再計算後の助成額が交付額を下回った場合は、差額の返還を求めることがあります。
- 助成団体は本会発行の広報紙並びにホームページ等で団体名・代表者名・所在地・助成額・資金使途等について公表させていただくことがあります。

問い合わせ・書類提出先

社会福祉法人　福岡市社会福祉協議会　総務課

〒８１０－００６２
福岡市中央区荒戸 3-3-３９　福岡市市民福祉プラザ４階
TEL：751-1121／FAX：751-1509
E-mail：sohmu@fukuoka-shakyo.or.jp
ホームページ：　https://fukuoka-shakyo.or.jp

～まずは、お電話でお気軽にご相談ください。～

